

議員提出議案第4号

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の2及び和歌山県議会会議規則（昭和31年議決）第14条の規定により提出します。

平成24年12月26日

提出者

議会運営委員会

委員長 尾崎 太郎

和歌山県議会議長 山下直也様

和歌山県条例第 号

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山県議会委員会条例（昭和31年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1年」を「、1年」に改め、同条第3項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第4条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第5条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（理由）

地方自治法の一部改正に伴い、特別委員の在任期間及び議員の常任委員会への所属義務について必要な事項を定めるとともに、規定の整備を行うため、この条例案を提出するものであります。